

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令番号	平成 9 年法律第 123 号				
手続名	介護医療院の業務運営の命令	根拠条項	第 114 条の 5 第 3 項				
処 分 基 準	<p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 114 条の 5 第 1 項の規定による勧告を受けた介護医療院の開設者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>(2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号）</p> <p>(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）</p>						
対応 区分		処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 No.	